

## 2・5 海洋汚染防止対策

### 2・5・1 船舶からの廃物による汚染防止

船舶からの廃物による汚染の防止に関する MARPOL 条約附属書 V の全体的な見直しが IMO において行われ、平成 19(2007)年 7 月の第 56 回 海洋環境保護委員会(MEPC56)から 書面審議グループ(CG)が設置され、貨物残渣、ダンネージ／包装材、一般廃棄物の原則排出禁止、および廃物生成を最小化するための一般的概念等に関する各国からの意見が取り纏められ、平成 20(2008)年 4 月の MEPC57 に検討結果が報告された。同会合では詳細な審議は行われず、引き続き CG を設置して、附属書 V の改正案および同改正案を実施するためのガイドライン案の検討が継続して行われた。

その後、附属書 V 改正案は、平成 22(2010)年 10 月の MEPC61 において一定の条件を除き承認され、平成 23(2011)年 7 月の MEPC62 において採択された。また、上記ガイドライン案は平成 24(2012)年 3 月の MEPC63 において採択された。

上記改正は、平成 25(2013)年 1 月 1 日に発効される予定である。

なお、環境有害物質に分類される固体ばら積み貨物の評価基準について検討することが MEPC63 において合意されたものの、上記基準に含まれる長期健康有害性については、評価が難しく時間を要することから、猶予措置を定める MEPC Circular について、次回 MEPC64 (平成 24(2012)年 10 月)において審議することが合意された。

### 2・5・2 船体付着物の越境移動最小化への取り組み

船体に付着した水生生物が越境移動することにより、生態系が破壊されるなど海洋環境に悪影響を及ぼしているとして、船体に付着した水生生物の移動防止に関する検討が IMO において平成 22(2010)年の完了を目処に行われてきた。

平成 20(2008)年 2 月の第 12 回ばら積液体ガス小委員会(BLG12)で設置された CG において、次の項目について検討が行なわれ、平成 21(2009)年 2 月の BLG13 に報告された。

- ・ 船体付着物の移動による生態系破壊など海洋環境への影響に関する調査結果および既に実施されている防止対策の効果の検証
- ・ 現存する最も有効な対策および将来的に有効と思われる対策の検討
- ・ 対策の施行方法の検証
- ・ 暫定的なガイダンスの策定

BLG13 では、引き続き CG を設置し、「船体付着による有害水生生物の移動を最小化するためのガイドライン案」の検討が本格的に開始された。CG においてまとめられたガイドライン案について、平成 22(2010)年 2 月の BLG14 において、審議の結果、ガイドライン案がより実効性のあるものに修正された。

同ガイドライン案は、平成 23(2011)年 7 月の MEPC62 において採択された。

なお、今後、4 年間のレビュープロセスを設け、現場からのフィードバックを踏まえた上で条約への格上げが検討される見込みであり、当ガイドラインの効果の評価プロセス案については、平成 24(2012)年 2 月の BLG16 での最終化に向けて審議が行われ、最終化を求める国と実績がまだ無いことを指摘する国との意見が拮抗し、次回会合時に再度、審議されることとなった。

### 2・5・3 総合的なビルジ処理システムの検討

平成 19(2007)年 7 月に開催された第 56 回海洋環境保護委員会(MEPC56)において、米国より、乳化したビルジを分離する能力を有していない旧型油水分離器(平成 17(2005)年 1 月 1 日より前に建造された船舶に搭載)のフェーズアウト(新型油水分離器への換装)提案が行われ、船舶設計・設備小委員会(DE)で検討が開始された。DE52(平成 21(2009)年 3 月)で、強制的なフェーズアウトに対する懸念および機関室ビルジの総合的な検討の必要性が表明され、合意に至らなかった。一方、平成 21(2009)年 7 月に開催された MEPC59 において、旧型油水分離器に追加設置される処理装置(Add-on 装置)による対応を前提として Add-on 装置の試験基準案の作成および機関室統合ビルジ処理システム(IBTS)の普及促進の審議が開始された。

平成 23(2011)年 7 月に開催された MEPC62 で、Add-on 装置の試験基準案が採択され、IBTS については、わが国提案の IBTS の実施に必要なタンクや配管等の設備を主管庁や船級協会等が確認し、任意の Statement of Fact (IBTS ガイドラインへの適合状況を調査・証明するための書類書式)を保有する仕組みを取り入れた改正ガイドラインが承認された。